

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(あて先) 葉山町長

法人にあっては
所在地、名称、及び
代表者の氏名電話番号

特定建設作業を実施するので騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。
振動規制法第14条第1項(第2項)

建設工事の名称					
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類					
特定建設作業の種類 (該当番号に○印)	騒音規制法		振動規制法		
	1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業(アースオーガ併用を除く。)	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜き機(油圧式くい抜き機を除く)又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業	
	2	びょう打機を使用する作業			
	3	さく岩機を使用する作業			
	4	空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	2	ブレイカー(手持式のものを除く)を使用する作業	
	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラント設けて行う作業	3	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	6	バックホウを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が80kw以上のもの。)	4	舗装版破砕機を使用する作業	
	7	トラクターショベルを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が70kw以上のもの。)	※受理年月日		
8	ブルドーザーを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き原動機の定格出力が40kw以上のもの。)				
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様		騒音規制法	振動規制法		
特定建設作業の場所					
特定建設作業の実施の期間		自 年 月 日		至 年 月 日 日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始	作業終了	作業日	実働時間
		自 時	至 時		時間
騒音・振動の防止の方法					
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号			

◎ 付近の見取図、工事工程表を添付し、工事開始の7日前までにこの届出を提出して下さい。

※ 注意事項は次頁のとおり。

特定建設作業に関する注意事項

1. 作業時間の制限は次のとおりです。

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1号区域（2号区域以外の区域で工業専用地域を除く区域） | 午前7時～午後7時 |
| 2号区域（工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域） | 午前6時～午後10時 |

2. 1日における延べ作業時間の制限は次のとおりです。

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1号区域 | 10時間以内 | 2号区域 | 14時間以内 |
|------|--------|------|--------|

3. 同一場所における連続作業日数の制限は次のとおりです。

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 1号区域 | 6日以内 | 2号区域 | 6日以内 |
|------|------|------|------|

4. 日曜・休日における作業は原則禁止されています。

5. 着工前に近隣住民に工事の内容、期間、作業時間等を十分周知してください。

6. アスベスト、PCB等の発生が予想される場合は、別途届出等が必要となりますので、事前に県へ相談してください。